循環型社会形成推進基本法第十四条第二項の規定に基づく「平成二十九年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書
生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十八年度生物の多様性の状況」に関する報告
生物多様性基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十九年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書
又同日内閣を経由して個人情報保護委員会委員長堀部政男から、次の報告書を受領した。
個人情報の保護に関する法律第七十九条の規定に基づく平成二十八年度個人情報保護委員会年次報告書

参議院

議事日程
六月七日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第三十一号
平成二十九年六月七日（水曜日）
午前十時開議
第一　平成二十七年度一般会計歳入歳出決算、平成二十七年度特別会計歳入歳出決算、平成二十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十七年度政府関係機関決算書
第二　平成二十七年度国有財産増減及び現在額総計算書
第三　平成二十七年度国有財産無償貸付状況総計算書
第四　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第五　医療法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出
六月六日議員から次の議案が提出された。
法務委員長秋野公造君解任決議案（**真**山勇一外一名発議）

要求書提出
六月六日発議者から、次の議案についての委員会審査省略要求書が提出された。
法務委員長秋野公造君解任決議案（**真**山勇一外一名発議）

議案付託
六月六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）
外交防衛委員会に付託
厚生労働省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一六号）
厚生労働委員会に付託
天皇の退位等に関する皇室典範特例法案（閣法第六六号）
天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会に付託

議案送付（予備審査）
六月六日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。
国有財産法の一部を改正する法律案（**大塚**耕平外五名発議）

報告書提出
六月六日委員長から次の報告書を提出した。
医療法等の一部を改正する法律案（閣法第五七号）審査報告書
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）審査報告書
中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第三一号）審査報告書

報告書及び文書受領
六月六日内閣を経由して個人情報保護委員会委員長から、個人情報の保護に関する法律第七十九条の規定に基づく平成二十八年度個人情報保護委員会年次報告書を受領した。
また、同日内閣から、犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「平成二十八年度犯罪被害者等施策」に関する報告を受領した。
また、同日内閣から、ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「平成二十八年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告を受領した。
また、同日内閣から、環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十八年度環境の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十九年度環境の保全に関する施策」についての文書を受領した。
また、同日内閣から、循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十八年度循環型社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十九年度循環型社会の形成に関する施策」についての文書を受領した。
また、同日内閣から、生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十八年度生物の多様性の状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十九年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書を受領した。

人事異動

人事院

（人事院事務総長）
辞職を承認する　永長　正士
（給与局長）
人事院事務総長に昇任させる　古屋　浩明
（公務員研修所長）
職員福祉局長に転任させる　森永　耕造
公務員研修所長に併任する　千葉　恭裕
（職員福祉局長）
給与局長に配置換する（以上六月一日）

法務省

（最高検察庁検事東京法務局長）
検事　佐藤　主税
東京法務局長に充てるほか五人を解く
（最高検察庁検事）　秋山　仁美
東京法務局長に充てる
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）　杉山　徳明
法務事務官（法務省訟務局付）に併任する
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（山口地方検察庁検事）　酒井　博史
東京地方検察庁検事に配置換する
山口地方検察庁三席検事の指名を解く
（大阪地方検察庁堺支部検事）
同　川西　薫
山口地方検察庁検事に配置換する
山口地方検察庁三席検事に指名する（以上六月五日）

官庁報告

国家試験

第45回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の実施
労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第82条第1項及び第83条第1項並びに第83条の2の規定に基づき、第45回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験を次のとおり実施するので、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和48年労働省令第3号。以下「規則」という。）第6条第2項（第15条において準用する場合を含む。）に基づき公告する。
平成29年6月8日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

1　労働安全コンサルタント試験　労働安全コンサルタント試験は、試験の区分ごとに、筆記試験及び口述試験によって行う。
(1)　受験資格　次のいずれかに該当する者でなければ、労働安全コンサルタント試験を受けることができない。
ア　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後5年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
イ　学校教育法による短期大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後7年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
ウ　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後10年以上安全の実務に従事した経験を有するもの